

政治的行為の制限を受ける職に関する規程

〔平成25年10月1日〕
〔企業管理規程第25号〕

改正 令和2年3月1日 企業管理規程第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定により
企業長が定める職員は、次のとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 事務職員及び管理部に属する職員のうち、部長、参事、次長、課長、
室長、センター長、主幹、副課長、副室長、副センター長、課長補佐及び
室長補佐

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
（政治的行為の制限を受ける職に関する規程の廃止）
- 2 政治的行為の制限を受ける職に関する規程（平成22年北播磨総合医療セ
ンター企業団企業管理規程第4号）は、廃止する。

附 則（令和2年3月1日企業管理規程第1号抄）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条、第5条、
第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和2年4月1日から施
行する。